

那覇浄化センター場内施設スカム除去業務委託（R8）

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、沖縄県下水道事務所（以下、「委託者」という。）が発注する下記の業務（以下、「業務」という。）に適用する。

1. 業務名

那覇浄化センター場内施設スカム除去業務委託（R8）

2. 履行場所

那覇浄化センター

3. 業務内容

場内施設に堆積しているスカム（汚泥）を回収し、指定場所まで運搬する業務である。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

第2節 法令等の遵守

1. 受託者は、業務の実施に当たり、下記に掲げる法律及びその他の関係法令、条例、規則等を遵守すること。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (10) 公害対策基本法（昭和42年法律第132号）
- (11) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (13) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (14) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (15) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (16) その他関係法令

2. 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者が費用を負担し責任を持って行うこと。

第3節 手続き及び提出書類

1. 受託者は、必要な場合には、契約締結後速やかに道路使用等について、関係官公署に届け

出て、許可を受けなければならない。

2. 受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し調査職員の承諾を受けた後着手すること。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人等通知書
- (3) 経歴書
- (4) 職務分担表
- (5) 緊急時連絡体制表
- (6) 業務計画書
- (7) 業務工程表
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者選任届
- (9) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

3. 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

4. 受託者は、業務日報を作成し、業務終了後提出すること。

5. 業務中に施設の異常箇所を発見したときは、すみやかに書面にて報告すること。

6. 業務が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。また、マニフェストは原則として電子マニフェストの使用を基本とし、JWNETの電子マニフェストシステムにより適宜報告すること。

- (1) 完了通知書
- (2) 業務委託報告書
- (3) 作業記録写真
- (4) 計量証明書
- (5) その他監督員が指示するもの

7. 検査に合格したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

- (1) 引渡書
- (2) 請求書

8. 管理技術者（現場代理人）の要件を下記とする。

(1) 管理技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理専門技士（清掃部門）」を有する者であること。

(2) 管理技術者は、本業務締結時において過去3ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。

9. 本作業は酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）に規定する第2種酸素欠乏危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。

なお、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は管理技術者（現場代理人）または担当技術者を兼ねることができる。

第4節 損害賠償及び補償

1. 受託者は、下水道施設に損傷を与えたときは、ただちに調査職員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに、原形に復旧しなければならない。

2. 受託者は、業務に当たり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

第5節 工程管理

1. 受託者は第3節にある業務工程表に従い、あらかじめ調査職員と協議し実施工程表を作成し提出すること。

2. 工程管理は、前項の実施工程表により適正に行うこと。

3. 予定の業務工程と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。

4. 業務実施の都合上、祝祭日、休日または夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめ

その業務内容、業務時間等について、調査職員の承諾を得ること。

第6節 作業記録写真

1. 槽内において作業前、清掃等の作業中、終了後、それぞれの状況を同一方向から撮影すること。
2. 槽内においては、スカム等の堆積状況（量等）が明らかになるように撮影すること。
3. 写真には、業務委託名、場所、その他必要事項を明記した黒板を入れて撮影すること。
4. 写真は台帳に整理して、説明書きを記入すること。
5. 収集したスカム等の搬出日ごとの業務用車両の写真（車両番号が確認できる全景写真）
6. 処分地までの運搬状況及び処分地の写真
7. その他必要な写真

第7節 一括再委託の禁止等

1. 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認められる場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
 - (1) 契約金額の50%を超える業務
 - (2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
 - (3) 施設の清掃業務及び収集したスカムの運搬業務
2. 本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。
3. 受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負させるときはこの限りでない。
 - (1) 資料の収集・整理
 - (2) 複写・印刷・製本
 - (3) 原稿・データの入力及び集計

第8節 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については委託者、受託者の協議のうえ、これを定める。

第2章 安全管理

第1節 保安設備の設置及び現場管理

1. 業務中は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
2. 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

第2節 作業員の安全管理

1. 受託者は、この業務に当たっては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。また、高圧洗浄によるスカム破碎中は、スカム下のガス溜まりによる硫化水素の浮上及びスカム飛散に注意すること。
2. この業務に当たって、下水道工作物またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
3. 業務に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておかなければならない。
4. 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。
5. ヘルメットを必ず着用するとともに、作業に伴い転落のおそれがある場合は、安全帯等を安全に取り付けるための設備を設け、安全帯等を着用して作業を行うこと。
6. ツールボックスミーティング（TBM）

現場作業の開始前には、作業関係者全員に対して作業内容、作業時間、当日の天気予測、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、確実に安全器具の設置について周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させると共に、危険予知（KY）活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。また、危険予知（KY）活動表（例、図1）を現場の分かりやすい場所に掲示する。

月 日 危険予知活動表	
グループの作業内容	
危険のポイント	
私達はこうする	
会社名	リーダー名 作業員 名

図1 危険予知（KY）活動表の例

7. 緊急連絡先一覧表の掲示

事故が発生した場合を想定し緊急連絡先一覧表（例、図2）を現場の分かりやすい場所に掲示する。

緊急連絡先	
消 防	〇〇〇-〇〇〇〇
警 察	〇〇〇-〇〇〇〇
病 院	〇〇〇-〇〇〇〇
発注者	〇〇〇-〇〇〇〇
現場住所	〇〇市〇〇町〇〇

図2 緊急連絡先一覧表の例

第3章 清掃特記仕様

第1節 一般事項

1. 業務に当たっては、保護措置を講じ下水道工作物に損傷を与えないよう十分留意すること。

2. 受託者は、業務に当たり地元住民等に迷惑のかからぬよう、騒音、振動、悪臭等の防止に努めること。
2. 受託者が、監督員の指示に反して業務を続行した場合、および監督員が事故防止上危険と判断した場合等には業務の一時中止を命ずることがある。
3. 業務に当たり、施設周辺を汚染させたときは、そのつど洗浄清掃すること。

第2節 清掃

1. 対象施設

業務にてスカムを除去する施設は次のとおりである。

3号消化槽

2. 作業時間

那覇浄化センターは、原則として昼間作業とする。

3. 作業内容

場内施設に堆積しているスカム（汚泥）を収集し、指定した処分施設まで運搬する。収集運搬量は概算値である。

収集運搬量：那覇浄化センター … 約 100m³

消化槽サンプリング口等からスカム（汚泥）の吸引を行う。

4. 作業スケジュール

那覇浄化センターについては、主に消化槽サンプリング口からの吸引となるので、吸引不可能な箇所がある場合には、スカムが開口部周辺に集まってくるのを待って（約1～3週間後を目安とする）から再度吸引すること。

5. 汚泥等流出防止

業務に当たっては、汚泥等を施設外に流出させないよう作業を行うこと。万一、汚泥等を流出させた場合は、受託者の責任で取り除くこと。

6. 汚泥等の運搬

水分の多い汚泥等については、調査職員の指定する場所に水切等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。

運搬車の使用に当たっては、汚泥等の流出、飛散および悪臭の漏れるおそれのないような構造の車を使用すること。

7. 収集汚泥等の処分地の指定

収集汚泥等の処分地は次のとおりとする。

株式会社 環境ソリューション：沖縄市宇登川 3320 番地 1

※指定場所の変更が生じた場合、事前に委託者と調整すること。

第4章 その他

第1節 業務の完了

業務にて収集した汚泥等は、確実に施設外に搬出し、処分されたことを「マニフェスト（原則として電子）」「計量証明書」により確認を行う。

第2節 処分費

処分地までの搬送は業務に含むものとし、処分費は委託者負担とする。ただし業務で収集された汚泥等のみとし、それ以外の持ち込みの「マニフェスト」「計量証明書」等とは、明確に区分するものとする。不明確な点があれば、受託者の責任において、その処分費を弁済するものとし、悪質な場合においては当委託契約を破棄するものとする。

第3節 設計変更

1. 委託数量は概算値であるので、作業完了後に精算変更する。
2. 業務の実施方法及び実施内容等を変更する場合は、事前に打ち合わせ簿を提出し、調査職員の承諾を得てから業務に着手すること。
3. 本業務の業務委託料を変更協議する場合、変更業務委託料の算定にあたっては、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務設計額に乗じるものとする。